

被災地 NPO 法人続々

東日本大震災の被災者らが立ち上げたボランティア団体が、次々とNPO法人格を取得している。寄付を受けやすかった今年6月の法改正の後押しもあり、岩手、宮城、福島3県でこれまで25団体が申請した。7日には枝野幸男官房長官が被災地を訪れ、震災ボランティアの活動を視察した。



NPOが運営する子どもの遊び場を視察する枝野官房長官(中央)ら。宮城県気仙沼市、佐藤写す

ボランティア団体、税優遇求め

枝野氏は7日、ボランティアを担当する辻元清美首相補佐官とともに、宮城県気仙沼市内でNPO法人が運営する子どもの遊び場を訪れた。この遊び場は、近くの仮設住宅に入居する子どもたちを精神的にケアするため、つくられた。子どもからカプトムシを贈られた枝野氏は「ありがたい」と笑顔で受け取った。

2人はその後、ボランティア団体との意見交換会に出席。枝野氏は記者団に「(ボランティア活動の)基盤部分で政府ができる支援はまだまだある」と語った。被災自治体と連携して、被災者支援に取り組むボランティア団体への財政支援策を2011年度第3次補正予算案に盛り込む方向で検討する考えだ。個人や団体がNPO法人になるには、都道府県など

に申請して認可を得る。法人格を得ることでさまざまな契約が法人名義でできる。一方、事業報告書や収支計算書などの公開が義務づけられる。

被災者が立ち上げた震災ボランティア団体がNPOの法人格を取得する大きな理由の一つは、NPO法人になったうえで、さらに一定の条件を満たして都道府県などに認定され「認定NPO法人」になると、資金集めに利点があるためだ。

認定NPO法人に寄付をした人は、寄付額の約半分を所得税・住民税から減税される。この税制優遇措置は、これまで約200しかなかった認定NPO法人を増やして寄付文化を根付かせるため、6月に成立した改正NPO法などに盛り込まれた。

3県でNPO法人格を申請した25団体のうち、これまで8団体がNPO法人格を取得した。申請が認められるまで4カ月かかるが、内閣府が復興支援団体を優

先的に審査するよう求め、2カ月程度に短縮された。

震災直後から避難所などで炊き出しに取り組んでいた「みちのく復興の会」(仙台市)は7月下旬、NPO法人になった。村上徹

代表はこれまで2万食分の炊き出しを中小企業経営の仲間たちと続けた。「寄付してくれる人にメリットがある」と、村上氏は認定NPO法人になることを目指す。

岩手県沿岸部への物資運搬などに取り組む「遠野まごころネット」(岩手県遠野市、佐藤正市代表)も7月下旬、NPO法人になった。事務局は「長期で活動するにはしっかりと組織づくりが必要。事務所の賃貸契約一つをとっても対外的な信頼性が増す」と話し、NPO法人になることの利点を強調する。辻元氏は「息の長い支援活動を続けるためにも、地元密着型のNPO法人が増える必要がある」と話す。

(佐藤徳仁、蔭西晴子)